

教育・保育施設及び事業の認可・確認について

1 子ども・子育て会議の役割について

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第77条の規定により、子ども・子育て会議の役割として、以下の事務を処理することとされている。

- 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事項（法第31条第2項）
- 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項（法第43条第3項）

市町村長が行う「確認」に際して必要となる「利用定員の設定」にあたり、あらかじめ、子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないとされている。

2 認可・確認について

保育所や認定こども園の認可・認定は、これまで同様、東京都知事が行うこととなる一方、小規模保育事業や家庭的保育事業などの認可については、区市町村長が行うこととなる。

認可・認定にあたっては、認可基準等に合致している場合は原則、認可・認定するものとされているが、都道府県計画又は市町村計画における需給計画に照らして供給過剰の場合にあっては、需給調整を行うことができるとされている。

これらの認可・認定を前提として、区市町村は、新制度上の財政支援の対象とするため、利用定員を定めて「確認」を行うこととなる。

3 認可・確認の流れ

別紙のとおり。

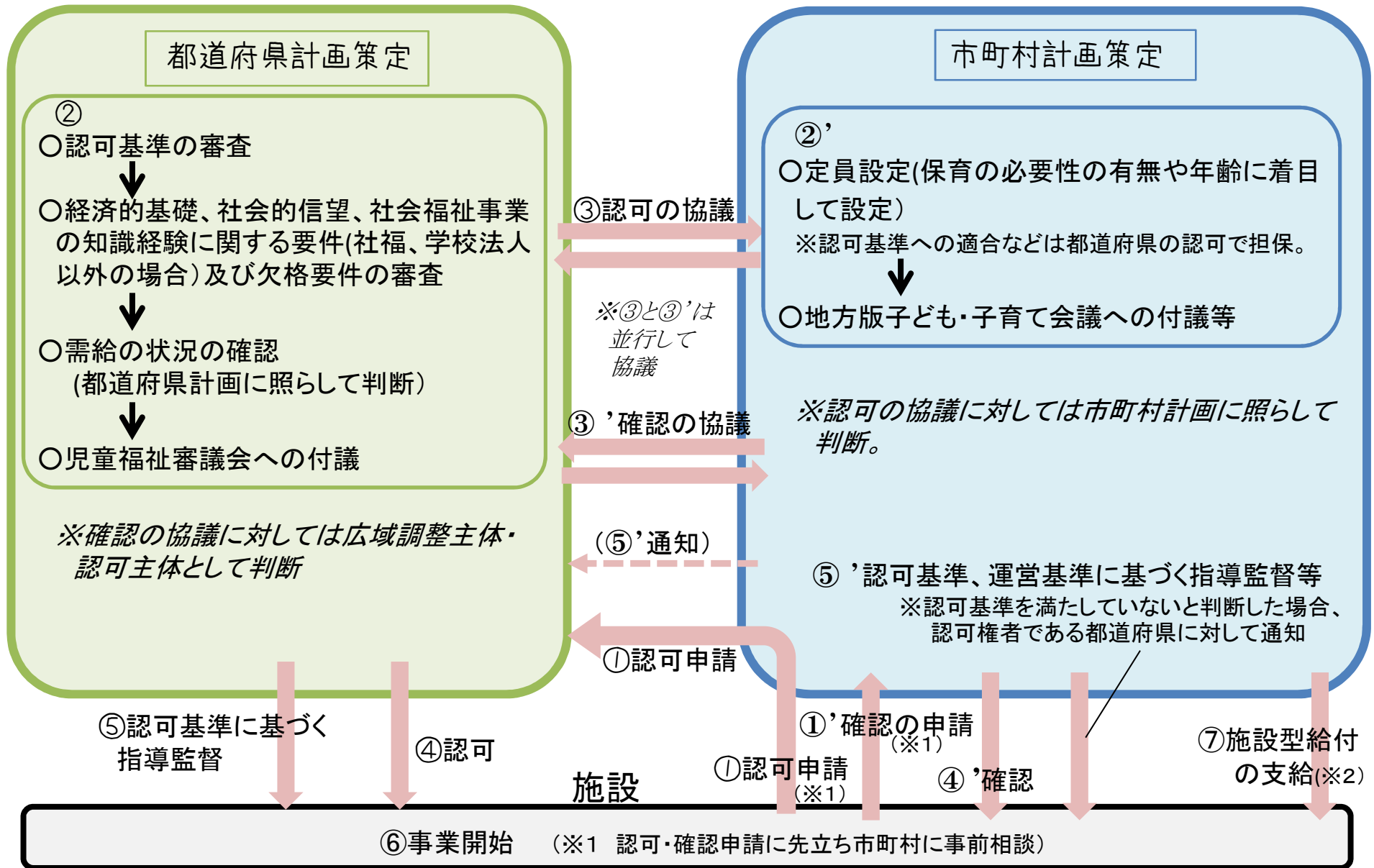
(参考) 保育所に係る「認可」「確認」の流れ

(別紙)

※認定こども園の認可、認定に関しても基本的に同様の流れ(※認定こども園に係る児童福祉審議会への付議等を除く。)

都道府県

市町村



※2 私立保育所に対しては児福法第24条第1項に則り、委託費として支払い

子ども・子育て支援法（抜粋）

（平成二十四年八月二十二日法律第六十五号）

（特定教育・保育施設の確認）

第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。附則第七条において同じ。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

一 認定こども園 第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

二 幼稚園 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分

三 保育所 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

3 省略

（特定地域型保育事業者の確認）

第四十三条 第二十九条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所（以下「地域型保育事業所」という。）ごとに、第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育の事業を行う事業所（以下「事業所内保育事業所」という。）にあつては、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育の事業を自ら施設を設置し、又は委託して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育の事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第六条の三第十二項第一号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。以下「労働者等の監護する小学校就学前子ども」という。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を定めて、市町村長が行う。

2 省略

3 市町村長は、第一項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

4～6 省略

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2～6 省略

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

8～10 省略

(市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

4～5 省略

葛飾区子ども・子育て会議条例（抜粋）

（平成 25 年 6 月 19 日条例第 27 号）

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務のほか、区長が必要と認める事務を処理するものとする。